

第40回  
東京地方裁判所委員会  
(平成29年2月16日開催)

東京地方裁判所委員会（第40回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

平成29年2月16日（木）15:30～17:00

第2 場所

東京地方裁判所第1会議室

第3 出席者

（委員） 岡田ヒロミ，岡野 保，奥田正昭，各務 豊，門田美知子，小林克信，近藤昌昭，柴垣明彦，大善文男，高橋順一，中里智美，早瀬保行，森本英彦，森本宏，藤田幸子，矢尾和子

（事務局）東京地裁民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，東京簡裁事務部長，東京地裁総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長

（プレゼンター）

東京地裁民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，東京簡裁事務部長

第4 議題

「障害者に対する配慮の取組について」

第5 配布資料

- ・「東京地裁における障害者に対する配慮の取組について」と題するレジюме（パワーポイント用）
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（一部抜粋），「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年3月23日最高裁判所裁判官会議議決），「障害者対応機器一覧表」，補聴システム設置イメージ，点字プリンタで作成した文書例及び裁判員候補者に対する事前質問票の注意事項書面

第6 議事

1 開会

2 新任委員の紹介（森本宏委員，矢尾委員）

3 議題「障害者に対する配慮の取組について」

【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，■：講演者】

障害者に対する配慮の取組について，プレゼンターによる障害者配慮の規範及び体

制，障害者対応機器の紹介並びに障害者への対応事例（裁判員等の司法参加者，傍聴者及び当事者等）についての説明があった後，以下のとおり質疑応答があった。

- お伺いしたところだと，機器の整備や対応については非常に充実しているように感じました。そのため，伺った事案のほとんどで満足された，納得された事案のように受け止めましたけれども，お互いの意見や運営が紛糾した事例はあるのでしょうか。
- ◎ 対応に困難を生じたような事例があれば紹介してもらいたいということですが，いかがでしょうか。
- 幸いトラブルになったなどの事例は承知しておりません。もっとも，先ほど御紹介した閲覧膳写の事例では，コピーを取りたいというかなり強い要望を頂いたのですが，法律の条文を挙げて説明をした上で，膳写・コピーはできないことについて納得していただくのに時間がかかったということはありません。
- 旦那さんが自分の奥さんを相手として提起した事件で，その旦那さんが，奥さんはパニック障害であるから訴状は本人に送達しないで欲しい，自分で受け取りたいということを強く主張したことがありましたが，法律の建前からしてもそれはできないという説明をした事案がありました。
- ◎ 当事者としては大きな負担を抱えていることから，それを何とか良い方向に持っていきたいという強い意向はあるけれども，法規に照らすと御要望に沿えないということは相応にあるわけです。裁判所としては，ここまでしかできませんという御説明をして御納得いただくしかありませんが，結果として不満が残ってしまうということはあるのかなといったところですね。
- 地方裁判所の場合には弁護士の代理人が就いて，当事者に障害があったとしてもその代理人から裁判所に説明することができると思うのですが，簡易裁判所の場合には本人が当事者として直接法廷や調停に出頭することが多いんだと思います。裁判の当事者の方はとても真面目な方が多いので，たとえ病気になっても行かなければいけないと思って必死になって行くんですね。私の経験でも，かなり重度のうつ病の方がお母さまと妹さんに同行してもらって，席に座っているのがやっとという状態でしたけれども，やはり本人が行かなければということで，出頭されました。簡裁では，当事者双方に回答書を提出していただいていると思いますが，そこに「何か不都合なことがあればお問い合わせください。」というようなことが書いてあるのでしょうか。配慮してもらえるのであれば少しは助けになると感じたことがありました。

- ◎ 呼出状等にそのような注意書きがあるのかどうか、についてはいかがですか。
- 残念ながらそこまで書いてあるものは用意していないと思います。御意見を頂きまして検討させていただきたいと思います。
- 今の事項に関連してですが、代理人として相手方が目が見えないということを把握していた場合、呼出状について点字等の配慮をして欲しいという要望書を提出すればそのように対応してもらえるということはあるのでしょうか。
- 原告が提出した準備書面を点字プリントできるかというような要望が出されたことはないように思いますが、その段階で個別に判断させていただくことになると思います。
- 準備書面についてそうだとすると、最初の呼出の段階にですね、代理人から相手は目が見えないという情報を提供した時に、対応していただけるのでしょうか。
- 例はありませんが、裁判所で作成する呼出状ということであれば、たぶん積極方向で検討させていただくのだろうと思います。というのも、他庁の例ですが、点字を利用していた申出人に対して点字の判決を出したということがございますので、裁判所の作成するものについてはある程度対応できるのではないかと思います。
- ◎ 裁判所における障害者対応について、今まで説明させていただいたこと以外にも、具体的に加えたらどうかといった提示を頂ければ、裁判所としてもそれを素材として検討していけると考えておりますが、いかがでしょうか。
- 東京地裁で視覚障害者の方が多数傍聴される民事訴訟があるんですけども、毎回傍聴者が多数いるので、手荷物検査にすごく時間がかかるそうです。そうすると、毎回開廷時間に始まらず10分から15分ほど遅れてしまうので、どうにかならないかという声を聞きました。何とかならないものでしょうか。また、この裁判は仙台地裁、大阪地裁と東京地裁で提起されているんですけども、回を追うごとに裁判所の対応は良くなっていると聞いています。おそらく各裁判所で情報交換をやっているのではないかと思います。こういった合理的配慮の蓄積というものも共有してより良いものにしていくという取組も必要かと思えます。そのようにされているのでしょうか。
- ◎ 問題が二つございます。一つは特定の事件における対処の仕方ということになりますが、差しさわりのない範囲でお願いします。
- 開廷時間の関係につきましては、裁判官によるところもありますので、個別の対応をさせていただくことになると思います。同種事件については仙台及び大阪で提起さ

れておりまして、逐次両庁とも連絡を取りながらどういう対応が可能かについて情報交換をしております。今までの対応について蓄積してファイリングしております、次の対応に生かしたいと考えております。

- 開廷時間については、開廷時間を最初から遅らせるということではなく、手荷物検査をもう少しスムーズにできないのかということと、傍聴券の抽選については外でやるのが普通ですけれども、事件の種類によっては裁判所内の手荷物検査をやった後にやることは可能なのかということも検討して欲しいという思いがあります。
- ◎ そのような外部からの要望があったということも踏まえて、裁判所として何ができるのかということは考えていく必要があると思います。御指摘ありがとうございます。裁判所も工夫をしてやっているつもりではあるんですけども、外部の目から見た場合に、十分ではないのではないかと、配慮が足りないのではないかと、という御指摘はあるのではないかと考えております。
- 裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を見ますと、精神障害というのが出てくるのですが、裁判所として精神障害を抱える方への対応はどのようになっているのでしょうか。
- 刑事事件で、元々精神的な障害が元で犯罪行為を行った場合には医療観察制度というものがありますので、そういった場合には制度として対応しているということになります。その他で考えますと当事者ではないかなというところ です。
- 当事者から情報を頂き、精神的障害により発言が十分に理解できないため法廷では付添いを同席させて欲しい旨の要望があります。その場合には、裁判体の判断で同席を認める例があると聞いたことがあります。発達障害のある方についても、各庁で、職員に対し、専門家の意見を聞いたりして、理解を深める、配慮するという取組みも行っております。発達障害について、家裁調査官の講演を皆で聴く機会等も設けております。
- 精神的障害のある方も安心して裁判にアクセスできるということですね。
- 刑事事件の場合には、PTSDなど精神的ダメージを負った被害者の証人尋問を行うことがあります。その場合には、刑事訴訟法に基づきビデオリンクという方式を採り、被告人のいる法廷とは別の部屋で証言してもらうこともあります。そのほか、遮へい措置を採るとか、付添いを認めるとか、法律の要件に照らして判断することになります。検察官から、証人申請の際にその旨の申出をしてもらって、そのような配慮

をすることになります。

- ◎ 最初に御説明した設備面や施設面について、より配慮すべき点などについて御指摘はございませんでしょうか。
- 機器が揃っているということですがけれども、当事者でも証人でも、例えばパーキンソンとか、脳性麻痺とか、時間がすごくかかるわけですよね。その場合に、例えばホーキンス博士の椅子のようなそういった設備はあるのでしょうか。
- ◎ 設備それ自体はないと思いますが、担当裁判官の訴訟指揮権の行使ということで、法廷での尋問に対して適切な回答ができるようにすることがあります。私がやったことがあるのは、車椅子で来られて自分で移動ができない方について、車椅子を法壇の横につけ、マイクを口の近くまで伸ばして話がすぐ伝わるような状態にした上で、慌てなくていいからゆっくり話してください、と伝えた上で時間をかけてじっくりやりとりをしたことがありました。
- 筆談もできず、言葉も話せない場合もあると思うのですが。
- ◎ 意思疎通も図れない場合にどうするのか、ということですね。
- 裁判員の方に介護タクシーを手配したとか、身体介護サービスの業務委託をかけたとかという事例なんですけど、これがかなり重度の方でして、実際お手洗いも一人では行けないため必ず介助者が必要という方が裁判員として選ばれました。その際には、できる限り対応したのですが、それが一番重かったのかなあという感じですね。ホーキンス博士までの事例というのはまだありません。
- 障害のある人が法廷に出るといことはかなり疲れることだと思うのですが、休息室というのはあるのでしょうか。救護室というより、ちょっと横になって休めるようなところですか。なかなか人の目があるところで横になるのは抵抗があると思います。個室である方がいいのかもしれませんが、管理や安全の問題を考えると難しいのでしょうか。疲れている場合には、椅子に座るだけでなく横になれると楽だと思うのですが。
- 来庁者専用の介護室といったものはありませんが、職員用の休養室があります。そこには簡単に寝られるようなベッドもあり、そこをお貸しすることもあります。18階に診療所がありますので、体調が悪い場合には診療所を御案内して必要な処置を行うこともございます。
- ◎ 実際に証人が倒れたような場合には、看護師さんに連絡して現場に来ていただき、

脈をとって落ち着かせるとともに、診療所に運びベッドでお休みいただくということも考えられます。例もあったと思います。

- 風邪などで体調が悪くなった裁判員の方に診療所で休んでいただいた例もあります。20年以上前に私が担当した事件ですが、車椅子を利用していた高齢の被告人から、疲れるなどして体調が優れない時は横になりたいとの要望があり、法廷裏の合議室に簡易ベッドを用意しておき、休廷中に横になってもらったことがありました。特に、長時間の被告人質問の場合には負担が大きいため、事前に弁護士とも相談して、そのように対応しました。横になって休んでいただくことも可能ということです。
- 東京地裁のこととは離れてしまうかもしれませんが、裁判所の庁舎を作る際に、障害を持たれている方の意見をどのように取り入れているかという声があります。10年程前の八王子簡易裁判所の建て替えの際に、多摩の弁護士会から車椅子を利用する方が2階に上がれないのでエレベーターを設置して欲しいと要望したものの、裁判所からは職員が車椅子を持って上がるので設置しないとの話がありました。それは危険だろうということで、その際には八王子市からも要望を出していただいて、最終的にはエレベーターを設置していただけたんですけども、当初の段階ではそういうことはかなり難しいと言われたことがありました。今回目黒の方で大きなものができるので、今後、裁判所の庁舎建設の際に障害者の方々の意見を聞いた上で建設するとうような体制が取られているのかについて教えてもらいたい。
- 裁判所の庁舎は公共建築物ですから、いわゆるバリアフリー法の基準を満たすことになります。八王子簡裁の事例については、弁護士会などから御意見を頂いて柔軟に対応した事案であると承知しております。基本的には、バリアフリー法を始めとした法令の基準に基づいて建設するというのが実情でございます。
- 手話通訳について伺いたいんですけども、手話通訳をするに当たっては、最低限の法律知識が求められるのでしょうか。裁判員裁判では連日開廷が予定されていますが、手話通訳者の確保で困ったことなどはあるのでしょうか。
- ◎ 手話通訳者の法的素養の必要性の有無と、確保の実情ということですね。
- まず法的素養についてですが、東京都の場合には対応している法人がありまして、よく勉強されているようです。細かいところまで知っているわけではありませんが、法廷での経験もありまして、支障が生じているということはありません。努力されているなど思っているところです。要員確保の問題は大きく、連日開廷についても対

応できると聞いていますが、事例としてはまだ多くはないかなと思います。

- 先ほど障害のある裁判員への対応が年間一桁程度という話でしたが、それは裁判員に選任された方のうちということでしょうか。
- 裁判員候補者を含めて一桁程度ということですので、裁判員に選任された方ですともっと少なくなります。
- ◎ 裁判員候補者に送付するペーパーに配慮が必要かどうかを記載していただくようになっておりまして、そこに視覚障害や聴覚障害により配慮が必要である旨の記載があれば、選任手続に向けて専門の業者を手配したり、予算の確保も含め十分な対応をして期日を迎え、選任されればそのまま裁判に参加していただきますし、選任されなければそれで終了、ということになります。今までのところそこまでの事例はないようです。
- 法的素養に関してですが、裁判官も噛み砕いた言葉を使うようにしておりまして、手続についても専門用語は使用せずに中身を伝えるようにしています。日常的な生活の中でも理解できそうな言葉に変換して話すようにしています。なお、被告人が外国人の事件の場合も、通訳のことを考えて、噛み砕いた言葉を使うようにしています。
- 裁判員候補者から障害を有する旨の連絡があった場合には、通訳方法について希望を聴取するとのことですが、通訳方法は基本的には希望ベースで対応するという事なんでしょうか。全文か要約かと聞かれれば、誰でも全文と答えるようにも思えるんですが、本人とのやりとりの中で、そうでない場合もあるのでしょうか。
- 裁判員候補者については、事前質問票に同封する注意事項書面に、障害があり、お手伝い等を必要とされる場合にはお知らせいただくよう記載してあります。その後詳しくやりとりをする中でわかってくるということになります。御希望についても、選任手続であれば基本的に書面で行いますのでその書面を見ていただいた方がいいのかなと思います。必ずしも全文筆記が良いということではなく、手話に長けている方であれば手話のほうが良いという方もいらっしゃいます。また、話し言葉で全文通訳されると却ってわかりにくい、要約してもらった方がわかりやすいという方もいます。通訳方法については、事件内容も踏まえて検討し、納得いただいた上で裁判所で最終的に判断します。
- ◎ 裁判所以外の機関の方で、障害者の方が当該庁等に訪れた際に、その組織で格別の工夫をしているような実情があれば御紹介いただけますでしょうか。



- 検察庁は、施設的には裁判所と同様でバリアフリー法に基づいて設置しておりますが、古い施設では対応しきれていない実情があります。特に区検察庁では車椅子での来庁に対応しきれていないところもあります。機器の対応についても、裁判所の方が機器の数は多いなと感じました。
- ◎ 報道機関の立場で、障害者対応に関する視点について示唆があればお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。
- 設備等のハードウェアを整備しても、それを運用する立場の人が配慮や心情について理解をしているのかということになります。我々報道機関においても、トラブルが起きるとしたら、概念はわかっているけど結局のところよくわかっていないというところになります。先ほどフレッシュセミナー等の研修について話がありましたが、裁判所職員のうちどれだけの人が障害者に関する研修を受けているのでしょうか。また、フレッシュセミナーというのは、どのような研修になるのでしょうか。
- フレッシュセミナーは、採用された裁判所職員に対して最初に行っている研修になります。障害者配慮については比較的最近の話になりますので、フレッシュセミナーの項目となったのも最近の話になります。接遇研修は、東京高裁、家裁及び地裁の三庁合同で行っております。実際的なロールプレイを行う都合上、一回50人が限度でして、合計200人規模の研修を4回に分けて実施しています。また、司法研修所や裁判所職員総合研修所においても、障害者配慮に関する研究会を行っております。
- ◎ 十全ではないとしても、相応の職員に研修の機会が与えられていると考えています。
- 研修という形ではありませんが、障害者配慮の問題というのはかなり取り組まなければならない問題であると考えておまして、各部のミーティングで障害者配慮についてテーマを挙げて議論していると認識しております。それにより職員の意識も深まってきているのではないかと思います。
- 電動車椅子の方の事例で、雨天でなかったから問題がなかったというものがありました。雨天であったらどようになっていたのでしょうか。
- 当日に期日を変更する方向で考えておりました。
- ◎ 申出の内容がその通りなのか否かは裁判所ではわからないところですが、御本人が心配している事情を踏まえて検討せざるを得ないと考えています。
- 弁護士会館でも障害者対応が問題となっております。地下鉄の駅から裁判所の方に出るときにはエレベーターで出られますが、弁護士会館の方にはエレベーターがあり

ません。作ってくれという要望は出しているのですが、東京メトロの話では構造的に作れないということです。車椅子の弁護士会員の要望もありますし、その周囲の方からも要望はかなり出ているのですが、対応できないという状況にあります。

#### 第7 次回のテーマについて

奥田委員長から、「最近調停事件が比較的減少傾向にある。それが社会の中に紛争がないということであれば良い話であります。おそらく社会の中に紛争がなお伏在しており、それが調停等のシステムに反映されていない可能性があります。そうだとするとそれを吸い上げる制度の設計や広報にいい路があるのではなかろうかという点について、裁判所が取り組んでいる状況と現状をお知らせした上で、どのような広報をすればもっと国民に浸透し、そのシステムを円滑に活用することができるかというアイデアについて話していただければと思います。また、調停協会の活動も一部御紹介させていただきながら今後より良い調停を進めていく上での工夫等についてお話しいただければと考えています。そこで、次回の議題として『民事調停について』を採り上げたいと思います。」旨の意見が出されたことから、第41回は、これをテーマとすることになった。

#### 第8 次回以降の開催期日について

次 回：平成29年6月8日（木）午後3時30分

次々回：平成29年10月25日（水）午後3時30分